平成２７年（フ）第９９号
佐賀県鹿島市大字高津原3716番地１　山口アパートＣ－２
債務者　定松ケイ子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２７２号
沖縄県那覇市西１丁目15番23号　五月荘102
債務者　和賀　龍介
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８２０１号
東京都杉並区天沼１丁目37―12―101
債務者　松嶋　昌俊
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２０４号
東京都町田市相原町1567―６
債務者　松岡ありさ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２０６号
東京都北区滝野川２丁目49―18―205
債務者　田澤喜久男
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２１３号
東京都多摩市聖ヶ丘１丁目13―２―205
債務者　石崎　宏三
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２１４号
東京都多摩市聖ヶ丘１丁目13―２―205
債務者　石崎　淳子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２１５号
東京都新宿区大久保２丁目24―７―101
債務者　高木　素子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２２１号
東京都新宿区高田馬場４丁目37―10―304
債務者　照屋　秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２２５号
東京都大田区中央８丁目18―７―101
債務者　有賀　裕晃
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２２６号
東京都大田区大森中３丁目１―20
債務者　神保　宙子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２３４号
東京都江戸川区西小岩１丁目12―18―101
債務者　藤谷菜穂子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６４号
岡山市北区奥田１丁目１番３号　1005、旧住所岡山市南区豊成１丁目16番20号　203号室
債務者　中川　明子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６５号
岡山市北区今８丁目１番24号あすなろコーポレーション301
債務者　水川　芳美
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７１号
岡山市北区撫川1059番地６エルフィーネ撫川103
債務者　大森　俊一
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部